政令番号316 ニトロベンゼン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度) (E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道	排出量/使用量(kg/年)								
府県 コート	都道府県名	裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤· 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	合計
1	北海道	1.1E+0							1.1
2	青森県	2.8E-1							0.3
3	岩手県	2.7E-1							0.3
4	宮城県	4.8E-1							0.5
5	秋田県	2.0E-1							0.2
6	山形県	1.8E-1							0.2
7	福島県	4.0E-1							0.4
8	茨城県	5.0E-1							0.5
9	栃木県	3.4E-1							0.3
10	群馬県	5.1E-1							0.5
11	埼玉県	7.6E-1							0.8
12	千葉県	7.4E-1							0.7
13	東京都	1.5E+0							1.5
14	神奈川県	1.3E+0							1.3
15	新潟県	4.6E-1							0.5
16	富山県	1.9E-1							0.2
17	石川県	2.1E-1							0.2
18	福井県	1.6E-1							0.2
19	山梨県	2.2E-1							0.2
20	長野県	3.6E-1							0.4
21	岐阜県	3.4E-1							0.3
22	静岡県	1.2E+0							1.2
23	愛知県	1.2E+0							1.2
24	三重県	4.3E-1							0.4
25	滋賀県	2.5E-1							0.2
26	京都府	3.9E-1							0.4
27	大阪府	2.2E+0							2.2
28	兵庫県	9.1E-1							0.9
29	奈良県	2.3E-1							0.2
30	和歌山県	2.6E-1							0.3
31	鳥取県	1.1E-1							0.1
	島根県	1.6E-1							0.2
33	岡山県	4.6E-1							0.5
34	広島県	6.5E-1							0.6
	山口県	3.7E-1							0.4
36	徳島県	1.9E-1							0.2
	香川県	2.5E-1							0.3
38	愛媛県	3.4E-1							0.3
	高知県	2.1E-1							0.2
	福岡県	9.0E-1							0.9
	佐賀県	1.7E-1							0.2
	長崎県	3.4E-1							0.3
	熊本県	3.5E-1							0.4
	大分県	3.3E-1							0.3
	宮崎県	1.6E-1							0.2
	鹿児島県	3.3E-1							0.3
	沖縄県	3.3E-1							0.3
	全国	2.3E+1							23.2